

皆で守ろう 豊かな大地

大潟土地改良区広報

No.124

令和7年5月1日発行



水里ネット大潟

題字：松雪 照美 理事



改修が進むC1-3幹線用水路

土地改良区概要	受益面積	組合員数	理事	監事	総代
	11,764.8ha	1,246名	12名	3名	103名

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412
URL <https://www.oogata.jp> E-mail dokai@oogata.jp

● 総務課 TEL(0185)45-2118

● 事業課 TEL(0185)45-2523

LINE公式アカウント

● 定額助成
(暗渠・区画)

TEL(0185)47-7800

● 多面的機能支払
(農地・水)

TEL(0185)22-4550



@646uzyom

第126回

通常総代会

今野理事長 挨拶



した。当区では春先の天候不順や、

べト病発生によるタマネギの生育不良がありました。村の主要作物である水稲については、組合員皆様方のご協力をいただき、安定した用排水のもと、作況指数は「二〇〇」の平年作となりました。

全国の作況は六年連続の平年作でしたが、消費者米価は高騰が続いており、これを受け政府は米価高騰の要因を流通にあるとし、その円滑化を図るため、三月十日に備蓄米の入札を実施し、今後市場に放出することにしております。殆どの農家にとっては、六年産の生産者米価は、漸く再生産できる価格になったと安堵しているところであり、消費者米価との大幅な乖離は食料を生産する立場からも、米離れ等で将来の営農に影響を及ぼす懸念があることから、早急に適正な消費者価格の安定化を望むところではあります。

注視したいところです。

さて、当区の主な事業の執行状況及び七年度の計画ですが、令和六年度の国営事業については、A1-4、F2、C1-3の各幹線水路のパイプライン化工事は順調に施工されております。七年度はC1-3を除いた各路線の残区間と、新たに総合中心地を避け、ルート変更を行うA1-3の幹線水路のパイプライン化に着手する予定とのことです。県営の小用水路パイプライン化工事、八郎潟第一地区は、先行する国営事業の後からA1-1及びA1-4幹線水路プロックの小用水路を令和七年度から十一年度まで総事業費九億三千万で、直径四〇〇、六〇〇ミリのヒューム管に改修する予定です。また、南・北排水機場と浜口及び北部第二排水機場の排水ポンプの分解整備や防潮水門の運転支援装置の改修等も、農家負担が軽減される県営ストックマネジメント事業で順調に推移しております。

頂きました。国営かんがい排水事業負担金を除く賦課金を、平成二十年から今日まで十七年間変えずに、我々は土地改良区を運営して参りました。この間、二度にわたる消費税率のアップや昨今の諸物価の高騰、電気料金等の値上げがありました。電気料金については四年、五年と秋田県からの補助がありました。また請負工事の入札についても不落が相次ぎ、六年度から諸経費積算、労務及び機械単価の引き上げ見直しを行ない、七年度は直営工事の諸経費を見直すなど、事業費は増加しております。これらの費用増高に対処するため、改良区では補助事業の積極的な導入や、経費節減に努力してまいりました。さらに、五年度からは財政調整積立金を取り崩しながら運営してきましたが、現状のままでは今後の安定した土地改良区の業務運営は困難と判断し、この度賦課金の値上げを提案した次第です。

本日は当議案を含め、十五議案と一報告議案を上程しております。総代の皆様方の慎重審議のもと、全議案に滞りなくご賛同頂けるようお願い申し上げます。結びに、これから本格的に始まる春作業の安全と皆様方のご健康、そして豊穰の秋をご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。

総代の皆様方におかれましては、春の農作業の準備等で何かとお忙しい中、第一二六回通常総代会にご出席いただき、感謝申し上げます。また、日頃より土地改良区の業務運営並びに事業推進にも特段のご支援とご理解を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日、高橋村長には年度末の公務ご多忙の中、ご来賓としてご出席頂きまして、誠にありがとうございます。後ほどご挨拶をお願い申し上げます。昨年は新年早々の能登半島地震を始め、全国各地で大きな自然災害が発生し、甚大な被害を受けま

した。昨年六月に食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障と食料の安定供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、安定的な供給を確保することとしています。食料確保の不安定化が懸念され、法改正を行い、基本計画を策定している真只中での異常事態に、合理的な価格の形成に至る効果的な対策を講じることが出来ているのか、

団体営事業については、六年度実施予定の小用水路布設替とパイプライン化を七年度へ繰り越しましたが、七年度も新たな水路整備を行う予定です。その他道路横断排水管や暗渠排水、区画拡大についても引き続き推進して参ります。次に、本日の議案についてですが、賦課金の値上げを提案させて



来賓祝辞

大潟村長 高橋浩人

おはようございます。第一二六回通常総代会開催されましたこと心からお喜び申し上げます。また、日頃村農業振興にあたっては、土地改良区から多大な協力を頂き感謝申し上げます。

それぞれ所得申告も終えたと思います。村でも先週議会が終了し、来年度予算の承認をいただいたところ です。村税においては、一億九、〇〇〇万円ほど税収が増える見込みを立てさせていただきました。それは農家所得が増えるということ、村税も上がる見込みです。米価が上がり所得が増えたということは大変良いことだと思っておりますし、今後も安定した米価が続いて欲しいと思っております。

昨年は加工用米の値段が上がらず、加工用米と主食用米の格差があった状況ですが、七年度では方針作成者の事業者の方々が努力して、価格を二二、〇〇〇円から二三、五〇〇円と高い値段での契約を結ぶことができております。仮に十一俵くらい加工用米で取れ

たとしたら二四、〇〇〇〜二五、〇〇〇円位になり、それに国の補助が二万円ほどあります。加工用米としてすでに契約する値段ですので、かなりの収益を見込める状況かと思えます。ただ、村で今の段階での作付けの集計をしていますと、一〇%は主食用米に転換する状況です。それぞれの経営ではあります。今まで加工用米の大きな産地として取り組んできたところで、今後も事業者と繋がっている事業ですので、自分の経営はもちろんです。長い目で見た取り組みにも共に取り組んでいけたらと思っております。よろしくお願ひします。

また、副村長人事ですが、工藤副村長が退任し、新たに小澤副村長が四月一日から着任することとなります。農水省出身であり村が更に農水省と連携を深めるきっかけにもしていきたいと思ひます。国営土地改良事業もすでに一〇〇億円ほど資材等の値上がりで事業費が膨らんでいます。年度ごとの予算付けは思ったより付い

ていない状況で、その分事業が進んでいません。先ほど理事長からは皆さんからの賦課金増額の話がありました。そうしたことも含めながら、二十年という期間内に予定した事業を進めて貰うということも非常に大事です。そのためにも、予算付けをして貰わないと。ならないので、理事長と共に地区予算の確保に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

村は有機栽培や環境に配慮した米の生産に力を入れてきております。今はどの米も高く売れる状況ですが、ブランド化を図り、付加価値の高い米の流通ということ、是非こうしたときこそ次を見据えて有機栽培や付加価値の高い米作りに取り組んでいけたらと思ひますので、合わせて宜しくお願ひします。主食用米だけでなく加工用米も良い状況ですので、天候にも恵まれ収量も良いことを祈念し、私のお祝いの言葉とします。本日は誠にありがとうございます。



ご挨拶

秋田県農林水産部農山村振興課

課長 石井幸樹

大潟土地改良区の組合員の皆様には、日頃より農業農村整備事業の推進に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、農山村振興課長を拝命いたしました。大潟土地改良区の皆様とは、これまでも国営事業関連の調整や農地耕作条件改善事業、日本型直接支払交付金など、様々な業務でお付き合いをさせていただきましたが、引き続きよろしくお願いたしました。

農山村振興課では、県政の運営指針である新秋田元気創造プラン・新秋田農林水産ビジョンに位置づけた「ひと、しごと、活力」を柱として、「AKITA RISE（アキタライズ）」

での人材育成や地域特産物のブランド化、農泊や半農半Xによる関係人口づくりなど、地域活性化施策を実施しており、その成果が徐々にではありますが、県内各地で現れてきております。こうした取組は、地域資源の「基盤」である農地や農業水利施設がしっかりと維持保全されている事が前提であることから、農業農村整備事業の計画策定を推進するとともに、日本型直接支払制度の着実に実施を促しております。

まず、スマート農業導入により生産性向上や八郎湖の水質保全に取り組みなど、土地改良区の皆様の積極的な姿勢に、改めて敬意を表する次第であります。

さて、現在、大潟村では、組合員の皆様の念願であった国営かんがい排水事業「八郎潟地区」が実施されており、第一地区の「八郎潟第一地区」が昨年度採択となり、これまで老朽化が進行した農業水利施設について、末端までの用水の安定供給や八郎湖の水質保全などの事業効果の早期発現が期待されているところです。引き続き、皆様と連携を図り、国営事業の進捗に合わせ、

県営事業の小用水路等の整備を計画的に進めてまいります。

これらの施策の推進にあたっては、地域の中心的存在である土地改良区組合員の皆様の御理解・御協力無くしては、成り立たないものと考えております。今後も期待に応えられるよう、尽力してまいりますので、引き続き、皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、大潟土地改良区のますますの発展と組合員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新任の挨拶といたします。



ご挨拶

秋田県秋田地域振興局農林部農村整備課

課長 田上文啓

大潟土地改良区組合員の皆様におかれましては日頃より農業農村整備

事業の推進にご理解とご協力を頂き、深く感謝申し上げます。

私事ですが、当課への配属は三回目となるほか、別途、生活環境部八郎湖環境対策室などの勤務を含め貴土地改良区に関わる機会が多かったことから、大潟村は個人的に特別な思い入れがある次第です。

また、学生時代、「農業土木技術の粋を集めた場所が秋田県にあるが、それはどこか？君が秋田県出身であれば当然知っているはず」と講義中に問われ、回答できなかった私に対し恩師は「大潟村を知らずに農業土木を学んだフリをする学生は退

学」と激しく叱責されたのは苦しい出です。

こうしたことから、村内の広大な農地や巨大な農業水利施設を拝見する度に、そのスケールに圧倒されると共に先人の知恵・熱意や技術力、そして何よりもこの地で大規模かつ先進的な農業を実践されている組合員の皆様のたゆまぬ営農努力に対し、敬意を表する次第です。

さて、皆様も御存知のとおり、村内では国営かんがい排水事業が実施されており、令和六年度にはこれに付帯する県営かんがい排水事業「八郎潟第一地区」が採択され、現在、今秋から小用水路のパイプライン工事の本格着工が出来るよう各

種検討や調整を進めているところで

更には、本事業の実施により、幹線から末端まで農業用水の安定した供給が確保されるほか、流域の水質保全はもとより、当該受益地の農地の集積や高収益作物の導入が見込まれております。

秋田地域振興局農村整備課では、東北農政局、大潟村、貴土地改良区の御協力を頂きながら、事業効果が早期に発揮できるよう務めると共に、皆様の農業生産額の向上に寄与できるように、事業を推進してまいります。

農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による

異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など、大きく変化しておりますが、

大潟村では村内の地域資源を最大限活用し様々なDX化など、先進的な村づくりを進めていると伺っております。

私共といたしましても県営事業、団体営事業を問わず貴土地改良区が推進する生産基盤の強化等を通じて、先進的な村づくりに少しでも貢献できますよう、微力ではありますが、全力で取り組んで行く所存です。結びに、大潟土地改良区組合員の皆様の御健勝とご活躍を祈念申し上げます。今年度、何卒宜しく願っています。

今年度、何卒宜しく願っています。

第126回

通常総代会報告

第一二六回通常総代会は令和七年三月二十一日、サン

ルール大潟で総代九十名出席（出席六十三名、書面議決行使書二十七名）のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の大潟村高橋村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の菊地幸彦総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。

議案一覧

◎報告議案 第一号 令和六年度一般会計（第二回）補正予算の専決処分について

◎議案 第一号 令和三年度着工農地耕作条件改善事業「大潟耕作七期地区」に係る事業計画変更（第四回）について

◎議案 第二号 令和六年度農地耕作条件改善事業「大潟耕作10期地区」に係る事業計画変更（第一回）について

◎議案 第三号 令和六年度着工水利施設整備事業「大潟水利4期地区」に係る事業計画変更（第一回）について

◎議案 第四号 令和六年度一般会計（第三回）補正予算について

◎議案 第五号 令和六年度一般会計の繰越使用について

◎議案 第六号 大潟土地改良区定款の一部改正について

◎議案 第七号 大潟土地改良区会計細則の一部改正について

◎議案 第八号 令和七年度事業計画について

◎議案 第九号 令和七年度農地耕作条件改善事業「大潟耕作11期地区」に係る事業計画について

◎議案 第十号 令和七年度役員報酬について

◎議案 第十一号 国営かんがい排水事業負担金の賦課額変更について

◎議案 第十二号 令和七年度一般会計収支予算について

◎議案 第十三号 令和七年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について

◎議案 第十四号 令和七年度農地耕作条件改善事業の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について

◎議案 第十五号 令和七年度現金の預入先について



令和6年度 一般会計（第3回）補正予算書

【収入の部】

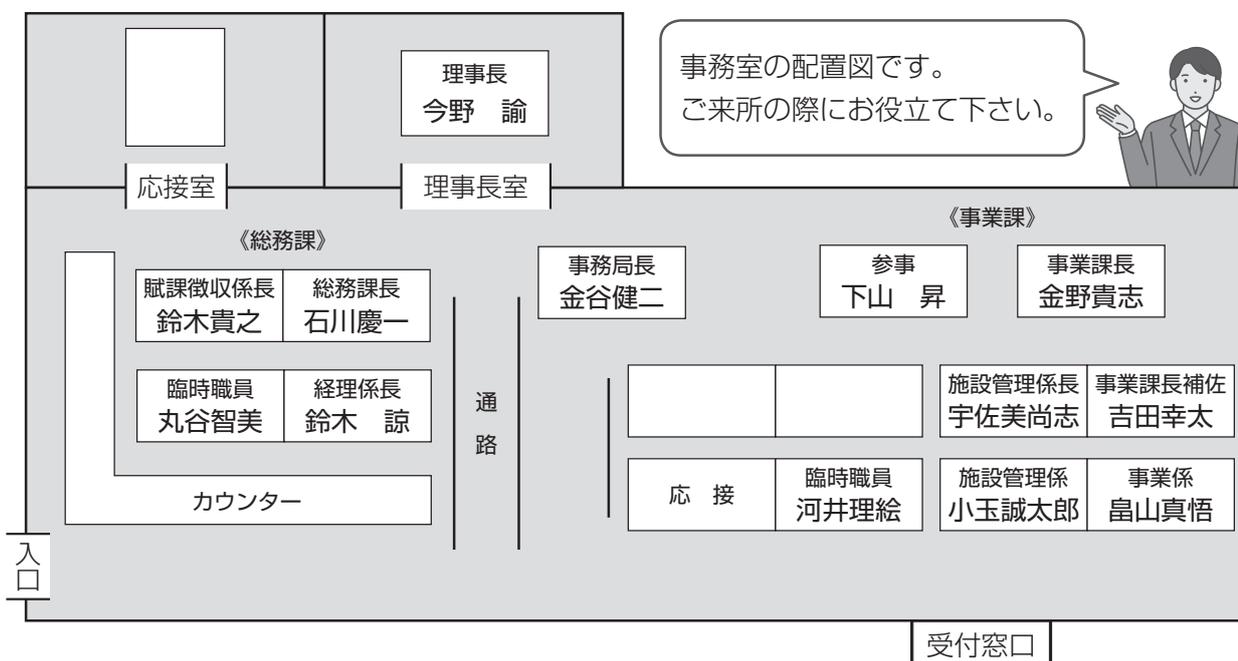
単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	455,407	457,817	△ 2,410	業者施工委託者負担金確定に伴う減
2	附帯事業収入	30,093	42,953	△ 12,860	大潟耕作7期地区事業計画変更に伴う減
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補助金等収入	561,147	676,565	△ 115,418	事業計画変更に伴う減、女性理事登用助成金補助に伴う増
5	寄付金収入	1	1		
6	受託料収入	3,511	3,511		
7	雑収入	182	182		
8	借入金収入	2	2		
9	積立金取崩収入	45,048	69,286	△ 24,238	「支出の部」3款負担金地元負担減に伴う取崩減
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰越金	158,140	158,140		
収入合計		1,253,533	1,408,459	△ 154,926	

【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	784,310	915,299	△ 130,989	事業計画変更に伴う減など
2	一般管理費	125,970	125,670	300	女性理事登用助成金補助に伴う増
3	負担金	295,352	319,589	△ 24,237	地元負担減
4	業務受託費	3,511	3,511		
5	その他の支出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	3,584	3,584		
8	積立金繰出支出	32,522	32,522		
9	予備費	8,281	8,281		
支出合計		1,253,533	1,408,459	△ 154,926	



令和7年度

運営計画及び事業計画

1 運営計画

- ①事務運営については迅速かつ適切な対応に心がけ、組合員の利便性向上に努める。
- ②未賦課金の解消に万全を期す。
- ③災害危機管理及び災害発生時は迅速に対応する。特に近年多発している異常気象に対しては、「豪雨時の取水停止及び幹線排水路の予備排水」などについて、関係機関と連携を密にし万全を図る。
- ④八郎湖の水質保全について、関係機関と連携し推進する。
- ⑤土地改良施設の適時適切な維持管理を行い、補修要望とその処理については、
- (1)要望を取りまとめ、管理委員会に諮問し、現地調査を行い公正かつ適切に補修を実施する。
- (2)緊急を要するものについては速やかに対策を講じる。
- ⑥「国営八郎潟地区」及び「県営八郎潟第一地区」について、組合員の利益が最大限発揮される施設に整備されるよう事業推進を支援する。
- ⑦国営及び県営事業の未改修区間については、国・県と連携を図り、調査に基づく補修を適時実施し、不測の事態を回避する。
- ⑧県営水利施設管理強化事業を活用し、農業用水の安定供給・農地排水の機能強化を図る他、農業水利施設の有する多面的機能の發揮に努める。
- ⑨団体営農業水路等長寿命化事業を活用し、道路等横断暗渠（排水）管について対象箇所の改修を進める。
- ⑩団体営農地耕作条件改善事業（定額・定率助成）により、暗渠排水・区画拡大、用排水施設の整備を図る。
- ⑪多面的機能支払交付金事業について、大潟村大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会と協働し、円滑な事業推進を支援

2 事業計画（維持管理）

- ① 一. 用水取入口
（管理施設規模十九箇所）
かんがい期は水管理人を配置し円滑な管理を行うとともに、取水機器の点検整備及びサイフォン管等の維持保全を行う。
- ② ①取水口機器点検 一式
- ③ ②取水口整備 一式
- ④ ③安全施設補修 一式
- ⑤ ④取水口保全 一式

- ④ 通水前その他補修 一式
- 三. 小用水路
（管理施設規模四五〇・三km）
用水の安定供給と漏水防止を図るため、小用水路布設替工事を実施する。また、進入路・分水口・放水口の補修を適切に行い、目的地補修については資材提供を行い、組合員による補修を本年度も継続実施する。
- ① ①小用水路布設替 一式
- ② ②水路付帯施設補修 一式
- ③ ③支給用目地材 一式
- ④ ④通水前その他補修 一式

- ④ 排水路の掘削整備を行い機能保全を図る。また、緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全及び営農の安全を図る。
- ① ①水路整備 一式
- ② ②横断管補修 一式
- ③ ③通水前その他補修 一式
- ④ ④雑木処理 一式

六. 農道

- （管理施設規模四三五・七km）
農道走行等の安全性や、農作業の利便性に配慮し、除草や補修を行う。
- ① ①堤防等農道入口除草 一式
- ② ②通水前その他補修 一式

四. 支線排水路

- （管理施設規模一〇八・六km）
泥上掘削機・バックホウ等による排水路の掘削整備を行い機能保全を図る。また、緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全及び営農の安全を図る。
- ① ①水路整備 一式
- ② ②横断管補修 一式
- ③ ③通水前その他補修 一式
- ④ ④雑木処理 一式

七. 用水管理

- 水管理人八名を雇用し、用水の円滑な配水に万全を期す。また幹線用水路敷地等の草刈を行い、施設の保全と環境整備を図る。
- ① ①水管理人雇用 八名
- ② ②水路沿い草刈 一式
- ③ ③施設整備 一式

八. 調査

- 最適な設計と工事を実施するため、調査測量等を行う。
- ① ①調査測量 一式

- 二. 幹線用水路
（管理施設規模九三・七km）
鋼製コルゲートフリーウム水路等については、調査監視に努め、重大事故が発生しないよう補修を行う。また小用水路取入ゲート、かんがい施設の整備を行う。
- ① ①ゲート補修 一式
- ② ②用水路補修 一式
- ③ ③金物他補修 一式

五. 小排水路

- （管理施設規模五二〇・七km）
泥上掘削機・バックホウ等による排水路の掘削整備を行い機能保全を図る。また、緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全及び営農の安全を図る。

管理事業報告

1 用水取入口 予算額 (18,521,000円)

用水取入機場機器点検作業	19取水口
呼水準備作業	19取水口
取水口機器整備補修	1式
東部側取水口流量調節弁点検作業	12取水口
安全施設設置作業	1式
取水口保全費 (流木等ゴミ処理)	1式
取水口施設周辺整備	3取水口
機場修繕 (外壁亀裂補修) 補修	1取水口



2 幹線用水路 予算額 (23,770,000円)

漏水・施設補修	16路線
金物関係補修	13箇所
水路内清掃	6路線
通水前補修	22箇所
用水路その他小補修	6箇所
緊急補修	13箇所
放水末端部補修	1式
幹線用水路締切作業	2路線

3 小用水路 予算額 (74,240,000円)

用水路布設替工事	5路線
組合員支給用目地材購入	1式
通水前補修	55箇所
用水路その他小補修	6箇所
緊急補修	5箇所
I L型フリューム購入	1式
コンクリート床版購入	1式
コンクリート殻産業廃棄物処理	1式
末端水不足対策	1式



4 支線排水路 予算額 (11,391,000円)

排水路整備 (補修掘)	1 路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1 式
支線排水路沿法整備	1 式
幹用横断排水管補修	1 箇所

6 農道 予算額 (1,107,000円)

農道隣接敷草刈	12路線
堤防農道入口部草刈	78箇所
通水前補修	4 箇所
用水路他小補修	1 箇所
緊急補修	1 式

7 用水管理 予算額 (30,123,000円)

かんがい用水の管理人雇用	8 名
水路沿草刈作業 (総合中心地内幹線用水路)	2 回刈
水路沿草刈作業 (幹線用水路全線)	2 回刈
草刈に係る施設整備	1 箇所

8 調査 予算額 (3,054,000円)

用水路測量作業	1 式
排水路調査	1 式
調査用資材購入・機械点検等	1 式
横断管調査測量	1 式

5 小排水路 予算額 (23,394,000円)

排水路整備 (補修掘)	35路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1 式
横断管補修	1 式
通水前補修	2 箇所
緊急補修	1 式
雑木処理	5 箇所
小排横断農道橋改修	1 箇所
暗渠排水に係る護岸削孔補修	1 式
その他	1 式



- 案 件第5号 令和6年度小用水路布設替その他工事の変更
- 案 件第6号 令和6年度用水路その他小補修の追加
- 案 件第7号 令和6年度雑木処理
- 案 件第8号 令和6年度すべり補修（第2回）
- 案 件第9号 令和7年度一般会計予算の考え方
- 案 件第10号 大潟村への要望

第10回理事会案件 令和7年1月31日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第6号 令和6年度一般会計執行状況及び決算見込み
- 報告案件第7号 令和6年度維持管理費執行状況及び使途予定
- 案 件第1号 国営かんがい排水事業負担金の賦課額変更
- 案 件第2号 大潟土地改良区職員退職給与規程の一部改正
- 案 件第3号 令和6年度定額助成（区画拡大・暗渠排水）工事の変更
- 案 件第4号 令和6年度定額助成（排水路更新）工事の変更
- 案 件第5号 令和6年度小用水路改修（パイプライン）その他工事の変更
- 案 件第6号 令和6年度排水路横断管改修工事の変更
- 案 件第7号 F2取水口呑口スクリーン補修
- 案 件第8号 F2除塵機施設整備
- 案 件第9号 小用水路末端水不足対策に係る電力引込工事
- 案 件第10号 令和6年度補改修要望に係る理事会検討事項（排水路関連）及び農道切下げ路線の施工予定
- 案 件第11号 令和6年度農地耕作条件改善事業に係る業務委託契約の変更
- 案 件第12号 令和7年度水管理人選考
- 案 件第13号 令和7年度役員報酬
- 案 件第14号 令和7年度一般会計予算
- 案 件第15号 令和7年度役員研修
- 案 件第16号 令和6年度中間監査報告書

令和6年度

理 事 会 報 告

（第8回以降）

第8回理事会案件 令和6年12月5日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 令和6年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第6号 令和6年度水質調査（8月、10月）結果
- 案 件第1号 法人JAネットバンクの導入
- 案 件第2号 土地改良区施設用地の他目的使用（育苗管等横断）
- 案 件第3号 小用水路測量結果
- 案 件第4号 F2取水口呑口部スクリーン補修
- 案 件第5号 令和6年度湧水処理試験工事
- 案 件第6号 農地転用
- 案 件第7号 令和7年度水管理体制
- 案 件第8号 令和7年度一般会計予算の考え方

第9回理事会案件 令和6年12月26日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 土地改良法第132条第1項の規程に基づく検査結果
- 報告案件第5号 秋田県土地連による指導監査結果
- 報告案件第6号 令和6年度排水路関係の補改修要望に係る管理委員会からの答申
- 報告案件第7号 令和6年度維持管理費の執行状況
- 案 件第1号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
- 案 件第2号 大潟土地改良区嘱託就業規則の一部改正
- 案 件第3号 大潟土地改良区臨時職員就業規則の一部改正
- 案 件第4号 令和6年度一般会計（第2回）補正予算の専決処分

- 案 件第18号 令和7年度現金の預入先
- 案 件第19号 第126回通常総代会の開催日時と提出議案
- 案 件第20号 令和7年度配水計画
- 案 件第21号 令和7年度嘱託職員及び臨時職員の雇用等
- 案 件第22号 会計細則に基づく財務状況公表までの日程
- 案 件第23号 直営工事における諸経費の考え方
- 案 件第24号 令和7年度役員研修

第12回理事会案件 令和7年3月6日

- 報告案件第1号 業務概要
- 案 件第1号 第126回通常総代会提出議案内容

第13回理事会案件 令和7年3月31日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 国営かんがい排水事業「八郎潟地区」工事完了施設（A1-4幹線用水路）の受領結果
- 報告案件第6号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第7号 令和6年度維持管理費執行状況
- 報告案件第8号 土地改良区施設用地の他目的使用更新申請に係る契約締結結果
- 案 件第1号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
- 案 件第2号 大潟土地改良区職員退職給与規程の一部改正
- 案 件第3号 大潟土地改良区就業規則の一部改正
- 案 件第4号 大潟土地改良区嘱託就業規則の一部改正
- 案 件第5号 令和7年度職員給料の定時昇給
- 案 件第6号 令和7年度財政調整積立金の一般会計への繰出運用
- 案 件第7号 令和7年度用水取入機場機器点検作業の発注
- 案 件第8号 令和7年度幹線用水路沿草刈作業の発注
- 案 件第9号 令和7年度特殊機械運行計画
- 案 件第10号 令和7年度通水前補修
- 案 件第11号 令和7年度用水取入機場機器補修

第11回理事会案件 令和7年2月28日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第6号 令和6年度維持管理費執行状況及び使途予定
- 報告案件第7号 基幹水利施設ストックマネジメント事業「八郎潟1・2・3」地区費用負担契約変更並びに「八郎潟4・5」地区費用負担契約締結結果
- 報告案件第8号 令和7年度水管理人選考結果と水管理体制
- 案 件第1号 令和6年度中間監査結果に対する回答
- 案 件第2号 令和6年度取水口の呼水準備作業
- 案 件第3号 A1取水口（A1-4方向）スクリーン設置工事
- 案 件第4号 組合員による小用水路補修
- 案 件第5号 令和3年度着工農地耕作条件改善事業（大潟耕作7期地区）に係る事業計画変更（第4回）
- 案 件第6号 令和6年度農地耕作条件改善事業（大潟耕作10期地区）に係る事業計画変更（第1回）
- 案 件第7号 令和6年度着工水利施設整備事業（大潟水利4期地区）に係る事業計画変更（第1回）
- 案 件第8号 令和6年度一般会計（第3回）補正予算
- 案 件第9号 令和6年度一般会計の繰越使用
- 案 件第10号 大潟土地改良区定款の一部改正
- 案 件第11号 大潟土地改良区会計細則の一部改正
- 案 件第12号 令和7年度事業計画
- 案 件第13号 令和7年度農地耕作条件改善事業（大潟耕作11期地区）に係る事業計画
- 案 件第14号 令和7年度職員人事及び事務体制
- 案 件第15号 令和7年度一般会計収支予算
- 案 件第16号 令和7年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第17号 令和7年度農地耕作条件改善事業の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

- 案 件第18号 令和7年度水管理並びに水使用
- 案 件第19号 事務所雨漏り対策工事の発注
- 案 件第20号 事務所コンセント増設工事の発注
- 案 件第21号 タブレット等のリース
- 案 件第22号 固定資産の取得
- 案 件第23号 備品購入
- 案 件第24号 令和7年度団体営事業等に係る
業務委託契約
- 案 件第25号 令和7年度役員研修

- 案 件第12号 令和7年度幹線用水路沿等の草
刈作業（直営）
- 案 件第13号 令和7年度水路内清掃
- 案 件第14号 令和7年度排水路の補修掘
- 案 件第15号 令和7年度農地周辺部草刈施設
管理
- 案 件第16号 令和7年度碎石補修
- 案 件第17号 令和7年度小用水路末端ほ場水
不足対策

令和7年度 配水計画について

理事会において、次のとおり配水計画を策定しましたのでお知らせします。

期 間 等		最大取水量 m ³ /s			
		しろかき期 5月1日から5月15日まで	かんがい期 5月16日から9月10日まで	非かんがい期 9月11日から3月31日まで	非かんがい期 4月1日から4月30日まで
取水口の位置					
西部承水路左岸	H2	2.129	1.829	0.300	0.300
西部承水路左岸	H1	3.090	2.655	0.300	0.300
西部承水路左岸	A1	6.297	5.420	3.000	3.035
西部承水路左岸	A2	0.257	0.222	0.100	0.100
西部承水路左岸	B1	1.680	1.443	0.300	0.300
西部承水路左岸	B2	4.741	4.074	0.300	0.300
西部承水路左岸	B3	0.355	0.305	0.100	0.100
小 計		18.549	15.948	4.400	4.435
馬場目川右岸（調整池）	G2	1.358	1.167	0.300	0.301
馬場目川右岸（調整池）	G1	0.635	0.546	0.300	0.302
馬場目川右岸（調整池）	F2	3.031	2.604	0.300	0.300
馬場目川右岸（調整池）	F1	3.210	2.757	0.300	0.300
小 計		8.234	7.074	1.200	1.203
三種川右岸（東部承水路）	E2	1.507	1.295	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	E1	2.565	2.205	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D2	2.403	2.065	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D1	1.924	1.652	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C2	0.799	0.686	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C1-3	0.982	0.844	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C1-2	0.452	0.389	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C1-1	2.147	1.844	0.300	0.300
小 計		12.779	10.980	2.400	2.400
計		39.562	34.002	8.000	8.038
しろかき期及びかんがい期（育苗用水含む）年間総取水量				34,691万m ³	

※非かんがい期（4月1日～4月30日まで）は、取水口A1、G1及びG2の育苗用水を含む。

- 各用水取入口における最大取水量及び取水期間は水利権に基づき上記のとおりとする。
（今後水利権に変更が生じた場合は、水利権にあわせ配水計画を変更する）
- 配水期間は、「令和7年4月25日～令和7年9月20日」とする。

令和7年度 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

第1 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期

会計区分	科目	賦課基準			期別納付額		賦課期日		徴収期日	
		種目	地目	10a当たり	1期	2期	1期	2期	1期	2期
一般会計	経常賦課金	経常賦課金	農地	円 2,923	円 1,461	円 1,462	令和7年 7月1日	令和7年 10月31日	令和7年 7月31日	令和7年 12月1日
	特別賦課金	県営事業分担金	農地	円 1,685	円 842	円 843	令和7年 7月1日	令和7年 10月31日	令和7年 7月31日	令和7年 12月1日
	特別賦課金	国営かんがい排水 事業負担金	農地	円 298	円 149	円 149	令和7年 7月1日	令和7年 10月31日	令和7年 7月31日	令和7年 12月1日

第2 徴収方法

1. 本土地区改良区において直接徴収を行う
2. 下記金融機関と委託契約に基づき徴収を行う
記

大潟村農業協同組合
秋田なまはげ農業協同組合若美支店
あきた湖東農業協同組合八郎潟支所
秋田やまもと農業協同組合本店

秋田銀行大潟支店
秋田信用金庫船越支店
羽後信用金庫八竜支店
秋田銀行鹿渡支店
北都銀行三種支店

令和7年度 農業基盤整備促進事業の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

賦課額 事業の施工に係る土地について、土地毎の事業費（区画拡大、暗渠排水等）に係る建設業者請負額から補助金を差し引いた額を賦課する。

賦課期日 令和7年**10月31日**

徴収期日 令和7年**12月1日**

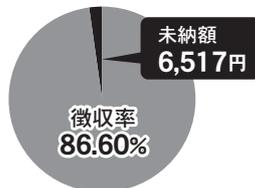
賦課金徴収状況（令和7年3月31日現在）

皆様のご協力により賦課金は令和4年度まではすべて納入されておりますが、令和5年度分の6,517円、令和6年度分99,192円が未納となっております。

未収賦課金は納期限の翌日から年14.5%を乗じた延滞金が加算されます。どうか早期完納にご協力くださるようよろしくお願いいたします。

令和5年度調定額

一般会計
48,651円



令和6年度調定額

一般会計
455,302,986円



余剰水縮減への取り組みについて

組合員の皆さまには、毎年余剰水縮減への取り組みにご協力いただき感謝しております。巡視員が小用水路をくまなく回り用水の利用状況を確認しておりますが、年々、流量を調整しながら水使用をしている路線が増えています。

今年度も巡視を行う予定です。巡視の際は小用水路放水口からの余剰水量で判断し、縮減可能と思われる路線には協力依頼を行います。

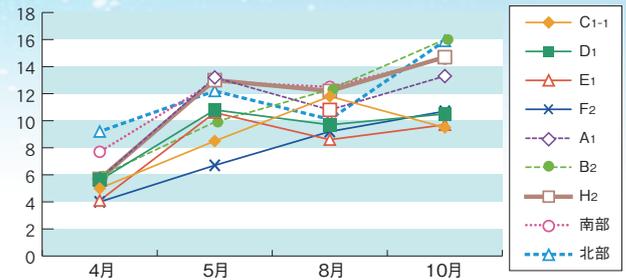
余剰水量の縮減は、排水電力料金の軽減と水質浄化にもつながりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年度 水質調査結果

COD (化学的酸素要求量)

農業用水水質基準(水稲)
6 mg/L 以下

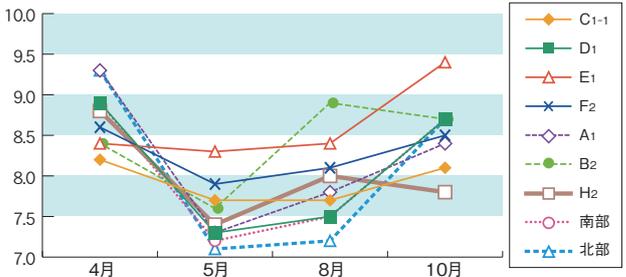
	4月	5月	8月	10月
C1-1	5.0	8.5	11.8	9.5
D1	5.6	10.8	9.7	10.5
E1	4.1	10.6	8.6	9.7
F2	4.0	6.7	9.2	10.7
A1	5.7	13.2	10.8	13.3
B2	5.9	9.9	12.3	16.0
H2	5.7	13.0	12.2	14.7
南部	7.7	12.9	12.5	14.6
北部	9.2	12.2	10.1	15.9



pH (水素イオン濃度)

農業用水水質基準(水稲)
6.0 ~ 7.5

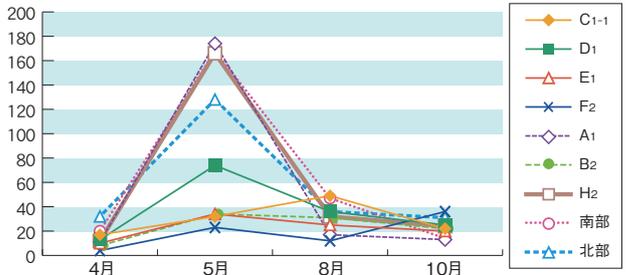
	4月	5月	8月	10月
C1-1	8.2	7.7	7.7	8.1
D1	8.9	7.3	7.5	8.7
E1	8.4	8.3	8.4	9.4
F2	8.6	7.9	8.1	8.5
A1	9.3	7.3	7.8	8.4
B2	8.4	7.6	8.9	8.7
H2	8.8	7.4	8.0	7.8
南部	8.9	7.2	7.5	8.7
北部	9.3	7.1	7.2	8.7



SS (無機浮遊物質)

農業用水水質基準(水稲)
100 mg/L 以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	17	32	49	22
D1	13	74	36	25
E1	10	34	25	20
F2	4	23	12	36
A1	11	174	17	13
B2	8	34	31	22
H2	12	166	32	24
南部	20	168	47	14
北部	32	128	36	31



土地改良区は毎年①COD (化学的酸素要求量) ②pH (水素イオン濃度) ③BOD (生物化学的酸素要求量) ④SS (無機浮遊物質) ⑤DO (溶存酸素量) ⑥EC (電気伝導度) ⑦T-N (全窒素濃度) ⑧T-P (全リン濃度) 以上8項目の水質調査を行っておりますが、紙面の都合上農業用水の水質基準となるCOD、pH、SSの3項目を掲載しております。

なお、詳しくお知りになりたい場合は、事務所までお問い合わせください。

コメント (秋田県立大学 生物資源科学部 アグリビジネス学科 近藤 正 准教授)

4月 前年秋以降の降水量が多く9月から3月までの降水量は前年の約1.5倍、大潟1370、五城目1420mmとなり、八郎湖では大きな流出と湖水の入れ替わりがあったと考えられる。観測値は湖水貯水量・水位の上昇管理時ではあるが、CODは高かった昨年、一昨年より低い地点が多くなったが、湖心近くのF2は4.0と昨年並の高いレベルとなった。窒素、リンは全地点で昨年より低濃度となっていた。

5月 本年は早めの雪解けと2月3月4月の小降水で、早くから北部排水の拡散が進み、南部排水の循環利用も重なって、C1からE1にかけての東部承水路域、西部承水路全域でEC値が干拓地排水の影響を受け高い値を示した。SSは昨年並で、干拓地濁水の循環灌漑域で顕著に高濃度、泥濁水となっていた。南部排水機場排水の濁水レベルは昨年並の168mg/Lであった。これとは逆に窒素、リンともに全域で昨年より1、2割ほど低濃度を呈した。春季と冬季の降水量増による全体的な流動があり水域部での低濃度化につながった可能性がある。低湿からの溶出などは、水温気温上昇と共に起こることから、今後の推移に注目したい。COD等有機物指標はほぼ昨年並であった。

8月 本年も7月下旬に豪雨があり、八郎湖流域は被害域の中心からは若干はずれたが、三種川などで濁水が発生し、8月期の八郎湖の水質変動に影響を与えた。影響が現れている具体的な状況としては、北側の用水C1-1、D1、E1、B2などでSSが高く、幹線排水路域南部排水機場、北部排水機場へも濁水が回った。これらの地域は透視度も低い。その一方でアオコも全域で観測され、窒素(T-N)ではC1-1、A1、H2が高く、全域で農業用水基準1.0を今年も超過し富栄養化の進行の深刻さが否めない結果となった。もっともアオコの影響が現れていたのはB2であり、酸素濃度も過飽和状態となっていた。全域でアオコが一見目立たず、温度も30℃以下で酸素濃度の過飽和状態も例年よりやや抑制された状況と言えるが、この要因としては河川降雨濁水の回り込みが影響したものと判断できる。

10月 2024年は、前年この期間の8月の濁水や9月の大雨といった極端現象はなかったが、昨年に引き続き最低気温が高い日が多く、月平均気温も8月、9月と高め(2023年はいずれも観測史上1位、2024年は同2位と4位)で10月は過去最高を更新する年となった。8月の降水量は過去最少8.0mm/月を記録した昨年ほどではないが過去48年間で8番目となる72mm/月と少なかった。各観測点で水温は昨年程度、COD値、EC値は高め、窒素は干拓地排水も含め若干低めとなった。

令和7年度 事業の紹介

1 国営かんがい排水事業「八郎潟地区」

「国営八郎潟農業水利事業所だより」に掲載しております。

2 県営かんがい排水事業「八郎潟第一地区」

事業概要

幹線用水路A 1 - 4ブロックにおける小用水路（パイプライン）の実施設計を行い、令和7年秋から工事着工する予定です。

3 団体営事業（事業主体：大潟土地改良区）

事業名	地区名	事業量
農地耕作条件改善事業	大潟耕作7期地区	自動操舵システム7機
農地耕作条件改善事業	大潟耕作10期地区	暗渠排水35ha、区画拡大6ha、排水路1,560m、排水口8箇所
農地耕作条件改善事業	大潟耕作11期地区	暗渠排水314ha、区画拡大12ha、排水路1,800m、用水路598m、排水口11箇所
農業水路等長寿命化事業	大潟長寿地区	道路等横断暗渠（排水）管更新5ヶ所
管理省力化施設整備事業	大潟水利4期地区	小用水路勾配修正446m 小用水路パイプライン化1,026m

手続きのお願い

組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。
（組合員資格得喪通知書の届出）

●農地の移動（売買、賃貸借、交換等）があった場合

●生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合

※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続（所有者）が別の方に変更となった場合は、再度届出が必要となります。

●農業者年金等により経営移譲した場合

※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有者となった場合は、再度届出が必要となります。

●住所が変わった場合

●名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は農業委員会の許可を経て速やかに土地改良区に届出してください。



水の事故に注意を!!

今年も4月25日から通水を開始しました。用水路はたくさんの水が早く流れ、危険な状態になります。また、排水路の水位も上昇します。

水難事故等のないようお互いに最善の注意を払いましょう。

土地改良区管理施設へ ゴミやもみ殻を捨てないで!!

土地改良区では毎年不法投棄されたゴミを処理しています。

ゴミの不法投棄が多い場所に「看板を製作し設置」していますが、残念ながら、さまざまな場所でゴミやもみ殻が不法に捨てられています。

不法投棄には「警察に通報」し厳しく対応をしています。景観と自然を守るため不法投棄を見たら直ぐ警察または土地改良区（電話 0185-45-2118）へご一報ください。

土地改良施設の禁止事項について

大潟土地改良区施設管理規程において、次の事項については施設の維持保全上**禁止**されております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



用水取入口

- 無断操作、無断使用



幹線用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- チェックゲート等の無断操作
- かんがい計画に基づかない取水行為



小用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土
- ほ場進入路以外からの進入
- オーバーフローの原因行為
- かんがい計画に基づかない取水行為



支線排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



小排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



農道

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 無断採土 ● 重車輛の通行



～国営八郎潟農業水利事業所だより～

◆事業の進捗等について◆

○令和6年度

前年度から引き続き「A1-4幹線用水路」及び「F2幹線用水路」、令和6年度から「C1-3幹線用水路」のパイプライン化工事を実施いたしました。

「A1-4幹線用水路」は路線延長3.1kmのうち、合計約2.7kmをFRPM管(φ700～900mm)に更新いたしました。

「F2幹線用水路」は路線延長5.3kmのうち、合計約950mをFRPM管(φ1500mm)に更新いたしました。あわせて流量計を新設し取水量管理が容易になりました。

「C1-3幹線用水路」は路線延長2.9kmのうち、漏水が発生している末端約0.9kmをFRPM管(φ500～700mm)に更新いたしました。

○令和7年度

令和6年度から引き続き「A1-4幹線用水路」及び「F2幹線用水路」、今年度から「A1-3幹線用水路」のパイプライン化工事を実施いたします。

「A1-4幹線用水路」は、令和6年度工事の終点から、約350mをFRPM管(φ700mm)に更新する予定としております。

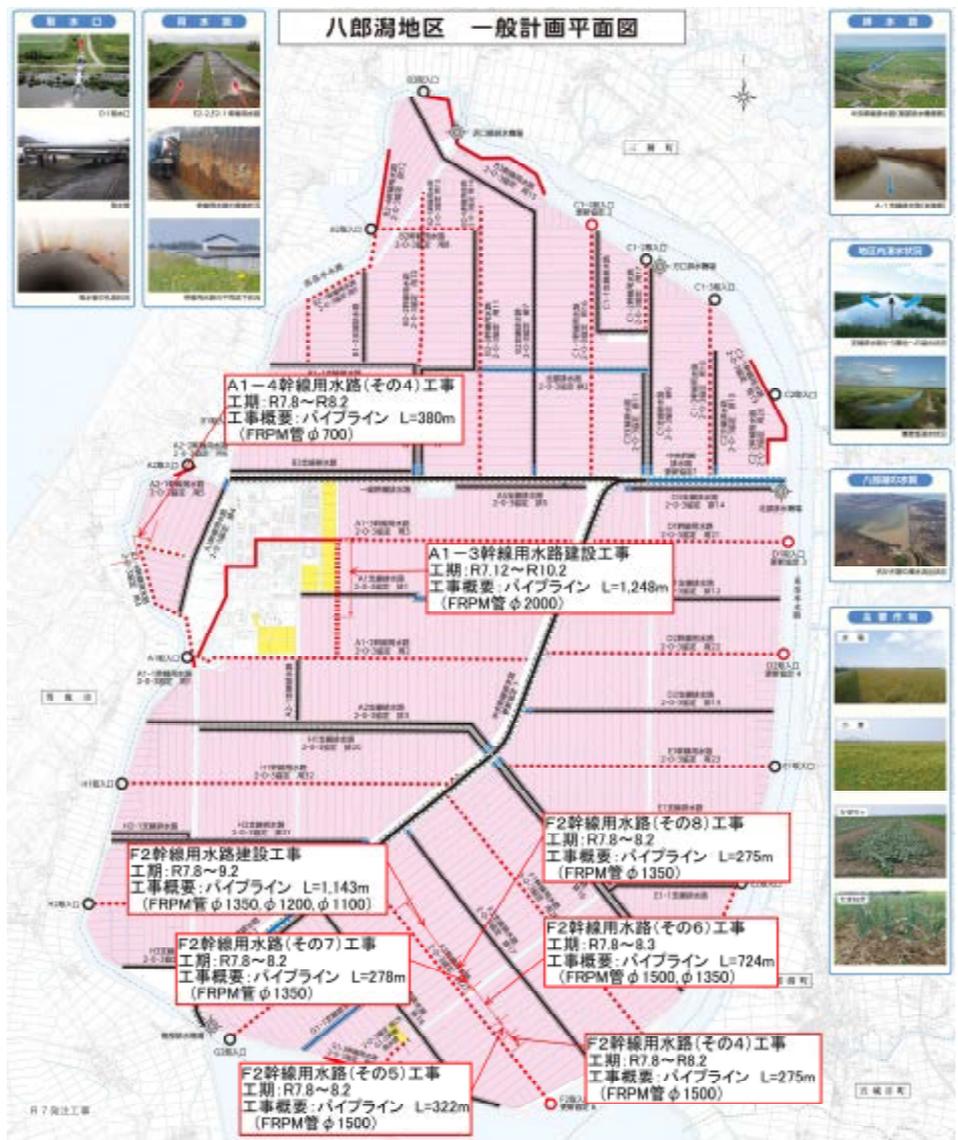
「F2幹線用水路」は、令和6年度工事の終点から約230mをFRPM管(φ1100～1500mm)に更新する予定としております。

現地での工事は9月から実施する予定です。工事の実施に伴い、付近の道路において、重機等の通行等でご迷惑をおかけいたしますが、ご協力よろしくお願いたします。また、測量・設計に係る作業も引き続き進めて参ります。

C1-3幹線用水路
(FRPM管φ700mm布設状況)



F2幹線用水路
(FRPM管φ1500mm布設状況)



◆東北農政局八郎潟農業水利事業所の紹介◆

令和7年度は、4月の人事異動に伴い3名の異動がありましたが、昨年同様19名体制で事業推進に努めて参ります。引き続きよろしくお願いたします。

今年も**総代選挙**が行われます

現総代の任期は、令和7年9月20日をもって満了となります。
選挙日程等については、組合員の皆様へ文書にて夏頃にお知らせする予定です。

賦課金の 値上げに ついて

平成20年度から「経常賦課金及び県営事業分担金の合計額」を10a当たり3,617円とし土地改良区運営をして参りました。しかしながら、近年の急激な物価高騰等により土地改良区運営が圧迫され、令和5年度と6年度は積立金を取り崩し運営しておりましたが、これ以上の取り崩しは避ける必要があると判断し、今年度は賦課金を値上げさせていただくこととなりました。

今後も効率的な施設の維持管理及び運営を心がけて参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(P2：理事長挨拶、P15：賦課金の賦課額をご参照ください)

大雨警報・注意報の発令及び緊急時には、 原則として通水を停止します

近年集中豪雨が多く、幹線排水路の水位上昇により、冠水するほ場もあるため大雨警報等の発令時は通水を停止します。

また、天気が回復しても、幹線排水路水位によりすぐには通水出来ない場合もあります。

LINEアプリの公式アカウントを開設し、情報を発信しておりますので、是非ご登録ください。ID「@646uzyom」



土地改良施設内での**野焼き(もみ殻焼き)禁止!!**

「経費は原因者に請求します」

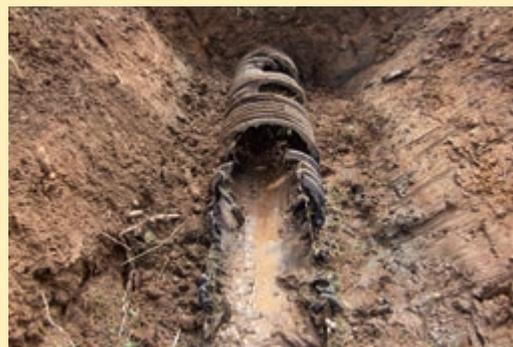
土地改良施設である支線排水路付近での**野焼き(もみ殻焼き)**は、埋設管(放水管)に火が燃え移ることにより、管上の農道等の陥没を引き起こすなど重大な事故へ繋がる**危険な行為**です。

「**復旧工事に要する経費(1カ所約30万円)は原因者に請求**」しますので、土地改良施設内での野焼き(もみ殻焼き)は絶対に行わないでください!!

また、野焼きを見かけたら消防、警察及び土地改良区へご一報ください。



野焼き看板



野焼きにより焼失した埋設管